

## 町田市社会福祉協議会市民後見人活性化基金規程

### (設置)

第1条 町田市社会福祉協議会は、市民後見人による後見活動の推進や市民後見人に対する適切な支援並びに成年後見制度推進を目的に、町田市社会福祉協議会市民後見人活性化基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (基金の構成)

第2条 基金は、前条の目的に基づき申し出のあった寄附金及びその果実をもって構成する。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管する。

### (基金及び運用果実の処理)

第4条 基金及び基金の運用から生ずる果実は、町田市社会福祉協議会収入支出予算に計上して、基金の目的達成のための経費として予算の範囲内において充てるものとする。

2 支出予算に余剰を生じた時は、これを支出予算に計上して基金として積み立てることができる。

### (処分)

第5条 基金の目的が消滅した場合は、基金を廃止し、その残額を町田市社会福祉協議会収入支出予算に繰り入れるものとする。

### (事業の年度)

第6条 基金による事業の年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、会長が別に定める。

### 附則

1 この規程は、平成27年8月27日から施行する。

平成27年8月27日 制定